

議案第 1 号

令和 5 年度橋本市一般会計補正予算(第 6 号)について

令和 5 年度橋本市一般会計補正予算(第 6 号)を、別紙のとおり議会の議決を
求める。

令和 5 年 9 月 4 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 5 年度 橋本市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 5 年度橋本市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,126,773 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30,840,509 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 5 年 9 月 4 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項
15 国 庫 支 出 金		
		2 国 庫 補 助 金
16 県 支 出 金		
		2 県 補 助 金
		3 委 託 金
19 繰 入 金		
		1 特 別 会 計 繰 入 金
		2 基 金 繰 入 金
20 繰 越 金		
		1 繰 越 金
21 諸 収 入		
		5 雑 入
22 市 債		
		1 市 債
歳 入		合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
4,234,390	11,772	4,246,162
1,649,628	11,772	1,661,400
2,140,851	3,439	2,144,290
636,016	3,398	639,414
206,720	41	206,761
2,658,029	45,119	2,703,148
3	12,647	12,650
2,658,026	32,472	2,690,498
1	106,677	106,678
1	106,677	106,678
702,462	2,366	704,828
633,311	2,366	635,677
1,761,200	957,400	2,718,600
1,761,200	957,400	2,718,600
29,713,736	1,126,773	30,840,509

歳 出

款	項
2 総務費	1 総務管理費
3 民生費	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
	3 生活保護費
4 衛生費	1 保健衛生費
6 農林水産業費	1 農業費
7 商工費	1 商工費
8 土木費	1 土木管理費
	2 道路橋梁費
	5 住宅費
9 消防費	1 消防費
10 教育費	1 教育総務費
	2 小学校費
	3 中学校費
	4 幼稚園費
	5 社会教育費
11 災害復旧費	4 文教施設災害復旧費
	5 その他公共施設災害復旧費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,920,424	958,010	3,878,434
2,348,739	958,010	3,306,749
11,482,343	122,284	11,604,627
6,351,666	84,958	6,436,624
4,373,612	38,204	4,411,816
757,063	△878	756,185
3,107,085	2,084	3,109,169
913,969	2,084	916,053
877,937	2,110	880,047
809,163	2,110	811,273
1,345,796	4,295	1,350,091
1,345,796	4,295	1,350,091
1,923,063	4,145	1,927,208
18,062	3,596	21,658
571,680	128	571,808
297,361	421	297,782
1,204,526	6,664	1,211,190
1,204,526	6,664	1,211,190
3,029,893	13,804	3,043,697
448,796	1,547	450,343
255,855	5,092	260,947
155,580	4,496	160,076
88,255	673	88,928
1,345,955	1,996	1,347,951
323,165	13,377	336,542
198	10,762	10,960
12,695	2,615	15,310
29,713,736	1,126,773	30,840,509

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	防災行政無線再整備事業	923,600千円

第3表 債務負担行為補正

事項	期間	限度額
電子回覧板システム利用	令和6年度	20千円
いきいきルーム運営委託	令和5年度～令和8年度	5,748千円
子ども・子育て支援事業計画策定委託	令和5年度～令和6年度	7,700千円
(仮称)紀見こども園新築工事	令和5年度～令和6年度	765,897千円
斎場火葬業務委託	令和5年度～令和8年度	60,129千円
生活系ごみ収集運搬車両	令和5年度～令和6年度	8,124千円
指定ごみ袋購入	令和5年度～令和6年度	32,200千円
紙おむつ用ごみ袋購入	令和5年度～令和6年度	2,267千円
ふるさと橋本応援寄附金受付委託	令和5年度～令和8年度	54,000千円
隅田中学校長寿命化改良工事設計委託	令和5年度～令和6年度	6,228千円
公民館・郷土資料館機械警備委託	令和5年度～令和8年度	3,427千円

第4表 地方債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校教育施設等整備事業	千円 6,600	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(変更)

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急防災・減債事業	千円 216,200	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
災害復旧事業	183,600			

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
千円 1,162,800	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式 で借り入れる公的資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を 短縮もしくは繰上償還又は 低利に借換えることができ る。
187,800			